

○笛吹市犯罪被害者等支援条例

令和7年3月27日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期の回復を図り、もって誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族である市民をいう。
- (3) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、行政及び司法の担当者並びに市民等、事業者及び報道関係者等による偏見、無理解、差別等に基づく言動、誹謗中傷等によって被るプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、県、警察その他の行政機関及び民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (7) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する個人及び市内で活動する団体をいう。
- (8) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害

者等が置かれている状況その他の事情に応じて、途切れることなく適切に行われなければならない。

- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害すること並びに再被害及び二次被害を生じさせることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策を円滑に実施することができるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害すること並びに二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害すること並びに二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第9条 前2条に定めるもののほか、市は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、再び平穏な日常生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況に応じ、必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第10条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動を行うものとする。

(人材の育成等)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供、助言その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成に努めるものとする。

(意見等の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した犯罪等による被害について適用する。